

市立保育所の民間移管 令和4年度の移管予定園4園を選定しました

横浜市では、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するため、平成16年度から市立保育所の民間移管を進め、これまでに51園の移管を実施してきました。

このたび、令和4年4月に民間移管する市立保育所を次のとおり選定しました。

1 令和4年4月に移管予定の保育所

区名	園名	定員	所在地
南区	三春台保育園	74人	南区三春台107
港南区	野庭保育園	105人	港南区野庭町635
旭区	白根保育園	78人	旭区白根7-31-3
緑区	竹山保育園	72人	緑区竹山3-1-15

※園選定の考え方：施設的环境整備を図る観点も加味し、施設の老朽化状況や立地条件、利用率等を総合的に勘案して選定を行いました。

2 移管後の保育内容（一部のサービスについては、既に実施している市立保育所もあります。）

《市立保育所と同じ》

- 利用料（保育料）
- 基本的な保育内容
- 障害児保育

民間法人に移管しても、児童福祉法に定める 認可保育所 であることに変わりはありません。



- 開所時間の延長
平日：7時～20時
※19時以降も利用する場合は「夕食」が提供されます。
土曜：7時～18時30分
※土曜日も給食が提供されます。
- 一時保育（利用児童以外の保護者が対象）
保護者の急な病気や冠婚葬祭等の時に利用できます。
- その他
利用者のニーズに応じて、きめ細かなサービスを実施します。
※「延長保育」「一時保育」は費用負担があります。

3 移管方法

- 土地（市有地） 無償貸付
- 建物 資産評価額に応じて有償譲渡
- 移管先 認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人

4 法人選定

- 移管条件を提示し、市内・市外を問わず法人を募集します。
- 学識経験者、福祉関係者等からなる法人選考委員会で優れた法人を選考します。

5 引継ぎ・共同保育の実施

- 移管前の一定期間、法人の保育士と市の保育士が共同で保育にあたり、きめ細かな引継ぎ（引継ぎ・共同保育）を実施します。

6 三者協議会の設置

- 法人決定後、保護者・法人・横浜市からなる三者協議会を設置し、移管に伴う諸事項について協議し、合意形成を図ります。

7 スケジュール

令和元年8月末 (以下、予定)	保護者にお知らせ
令和元年10月～	保護者説明会等開催
令和2年6月	移管先法人の募集
令和2年11月	移管先法人の決定
令和3年4月 ～令和4年3月	引継ぎ・共同保育、三者協議会
令和4年4月	移管先法人による運営開始、三者協議会

<移管等対象園の今後の事業計画> (令和5年度以降の園名は行政区順) (丸数字は移管年度)

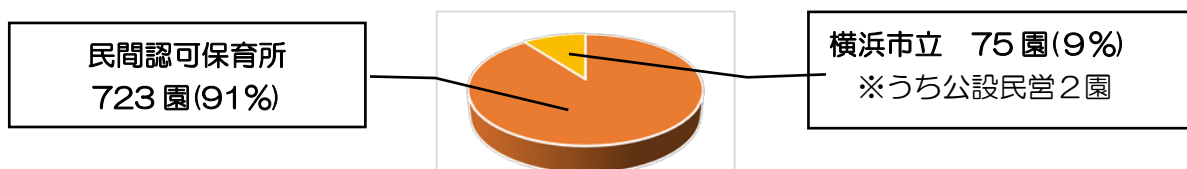
年度	移管等対象園
2～4	②清水ヶ丘(南)、②笹下南(港南)、②川井宿(旭)、②細谷戸(瀬谷) ③滝頭(磯子)、③荏田北(青葉)、③茅ヶ崎(都筑)、③俣野(戸塚) ④三春台(南)、④野庭(港南)、④白根(旭)、④竹山(緑)
5～6	上大岡東(港南)、向台(保土ヶ谷)、釜利谷(金沢)、菊名(港北)、舞岡(戸塚)、 上郷、公田(栄)

※令和5年度以降の各園の移管年度については、移管の2年6か月前までにHP等でお知らせします。

認可保育所とは？

⇒児童福祉法に基づいて定められた基準を満たし、市が認可した保育所です。

- 民間認可保育所も、市立保育所と利用料(保育料)は同じです。
- 建物や職員配置などの基準は児童福祉法に基づいて定められています。
- 民間保育所の保育の質の向上に、市として努めてまいります。
(指導監査の強化、監査結果の公表、第三者評価の実施等)
- 平成31年4月1日現在、横浜市内には認可保育所が798園あり、その約91%が民間認可保育所となっています。



お問合せ先

こども青少年局保育・教育運営課 保育運営担当課長 吉田 勇一 Tel 045-671-2407